

令和7年度第1回国分寺市緑化推進協議会会議録

日時：令和7年11月4日(火)

午後2時～4時

会場：国分寺市役所 201 会議室

出席委員：小木曾 宮 柿内 エルニユ 和田 小泉 西沢 櫻井 本橋 田中 神山
布袋

事務局：島崎 岡沢 井上 竹野 唐島

会長：それでは次第の5の審議を始めたいと思います。まずは事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：それでは、資料の説明をさせていただきます。この度の諮問は、「国分寺市緑の基本計画 2011 に基づく令和6年度の実施計画 49 施策の達成状況について」審議いただくものになります。

実績管理表をご覧ください。それに基づいての説明をいたします。表の上をご覧ください。評価分類があります。評価は、4段階になっております。各担当課の評価は、表の右側から4番目の「令和6年度担当評価」に、他に担当課は表中央の「令和6年度実績」及び表の右端の「令和6年度の実績を踏まえた令和7年度の目標値に向けた考え方」を記載しています。なお、「令和6年度目標値」より左側の覧と「令和7年度目標値」の項目に関しましては、前回までに決定していることで修正はできません。「令和6年度実績」「令和6年度担当評価」「令和6年度の実績を踏まえた令和7年度目標値に向けた考え方」については、今回担当課で入力した項目になります。事前質疑の回答につきましては、各審議の際に説明いたします。この場の協議会の審議では、「協議会評価」を確定していただきます。今年度の審議は全部で2回予定しており、2回で49施策の審議をお願いいたします。

会長：協議会での作業は、実績管理表の「協議会評価」（表の右から3番目）をつけることです。2回の協議会で審議を終了するため、全体で12ページありますので今回は6ページまで協議したいと思います。実績管理表のページ毎に少し読む時間を取って内容を確認していただき、質問がある施策や担当評価の気になるところに重点を置いて審議を進めたいと思います。また事前にいただいた質疑につきましては、該当ページごとに確認していきます。では早速1ページ目に目を通していただきます。通番の4と5にご質問をいただいています。通番4から。

委員：これは萌芽更新という言葉使っておりますけども、もう古い大木をまず切らなきゃ話が始まらない、そういう作業です。それがもう数十年も放置されてるわけです。私も自分が参加してるものですから申し上げるのですけれど、とても

市民のボランティアでそれを伐採できるようなものでなく、何百万円か払って専門業者の方に伐採してもらって、そのあと我々ができる範囲でやっているというところなんです。ところがそのための予算は当初確保していただいていたのですが、ここにありますように、ダウンバーストが発生し、直径1メートルぐらいあるような木が倒れてしまい、そちらに予算を回したものですから、その伐採して新しい木を育てるというプロジェクトがうまくいかなかったというわけです。従って、評価の対象外にしないと不公平だろう、という意見です。

会長：はい、ありがとうございます。天災の影響であり、評価の対象外で良いのではないかとのご意見ですが、市の方から回答を説明願います。

事務局：ここに記載しているとおおり、令和6年7月に西恋ヶ窪緑地においてダウンバーストによると思われる突風により、4本の高木が他の樹木を巻き込みながら倒れました。ご推測のとおり、その処理に予算を使いましたので、当初予定していた萌芽更新が実施できませんでした。担当としては、評価2にしておりますが、協議会で議論していただければと思います。よろしく願います。

会長：ありがとうございます。年度によって対象外という記載の仕方はありますか。

事務局：はい。こちらの協議会で対象外ということであれば、その対応をします。

会長：はい、わかりました。ご意見は対象外で良いのではないかとのことですが、評価の対象外で良いと思う人は挙手をお願いします。はい、では対象外とします。

委員：ただ少し意見がございます。対象外にすることは良いのですが、西恋ヶ窪緑地のこのダウンバーストによる倒木ですが、実際私も携わっておりまして、倒れた木を見ますと、普段ならば台風などの強風で健康な木が倒れる場合は、根土ごと持ち上げて木が倒れるものなのですけれども、この場合の倒木は、まるつきり根がなかったんです。つまり、ただ立てた棒が倒れたかのように、もはや立ち枯れ、そういったのが実際の倒れた様子でありまして、そこにはナラ枯れ病によって根が腐食しているということもありますが、基本的にはかなりの老木だということ間違いありません。そういうことからすると、やはり老木の処理ですよね。それに対する予算というものは、やはり増やす方向で考えないといけないんじゃないかと。これは今後のことでもありますので、評価とは全く別ですけれども、そういう思いを持っています。

会長：貴重なご意見ありがとうございます。萌芽更新ということなのですけれども、どのぐらいの老木まで萌芽更新ができるかということもあると思いますが、その辺も含めて今後、考えていかなくてはいけないことかもしれません。では、通番4は対象外ということで、記載の仕方は工夫して考えてください。願います。

事務局：はい、わかりました。

会長：続きまして通番5です。

委員：これは令和6年度目標値が「保存樹林地19か所以上で適切な維持管理を依頼」という目標だったのですけれども、通番1との関連で、保存樹林地に指定

した所が1つ解除になっています。そのため、通番5で緑と公園課が何らかのアクションを取る対象が1つ減って、18か所しかないところで19か所もアクションを起こせるわけではないから、減った分は対象から外して評価すべきであり、何も機械的に数字だけを見て、目標19に対して実績が18だから評価2になるというのは、少しおかしいのではないかなというのが私の考えです。

会長：わかりました。ありがとうございます。それでは市の方から回答をお願いします。

事務局：回答になります。ご推測のとおり、目標19か所に対して18か所の実績で増やせなかった。そのため、評価を2としました。以上です。

委員：評価は3で良いのではないのでしょうか。やるべきことはやっていたのですから。

会長：評価3で良いのではないかとのご意見ですが、評価3で良いという方は、挙手をお願いします。

委員：質問です。18か所という数字ですが、確かに令和5年度では18か所で、令和6年度の実績で1か所の解除ともう1か所の部分解除があったのに、18か所になっているのは、どういう計算なのでしょう。

事務局：こちらは解除になったのが期中であり、当初は18か所ありますので、その当初の所有者に対してお願いしたということで、18か所と記載しております。

会長：ありがとうございます。では評価3でよろしいですか。何か異論のある方いらっしゃいますか。ないようなので、評価3といたします。1ページ目のご意見はこの2件でしたが、他にこの場で確認したいことあれば挙手をお願いします。特にないようでしたら2ページに行きたいと思います。それでは通番9の質問について。

委員：地主でもないのに、生産緑地の制度をよく知らないのですが、地主さんは生産緑地を売る際に自治体を対象にまず買いませんかという話をする仕組みですよ。そういう申出がなかったのだから、評価はできなくて対象外にしかなりようがないですよ。不動産屋に売らないで市に売ってくれというような仕組みはないはずですから、それを評価1というのはおかしいのではないかなと私は思っております。

会長：はい、ありがとうございます。それでは市の方から回答をお願いします。

事務局：回答になります。ご意見のとおり、買い取り申出がなかったため、対象外と評価できますが、評価分類により、評価1として、実績がなかったとしましたが、協議会の中で議論していただければと存じます。よろしくをお願いします。

会長：ありがとうございます。通信簿の1って結構厳しいですよ。そういうふうにと考えるとこの評価1って何か担当課としては非常に辛いですよ。実際申出がなかったの。また持ち主の方のご意見もあるわけですからという話ですね。

委員：質問してよろしいですか。生産緑地って市内に大体どれくらいあるのですか。

会長：生産緑地は非常に重要な緑地でこの緑の基本計画でも、生産緑地が減っていく

- と全体の緑の量が減っていくのですよね。何とか食い止めたいと思ってます。
- 事務局：令和6年度実績の欄に記載のとおり、生産緑地の累計は238件ございまして、面積として、約110.27haです。
- 委員：はい、わかりました。買い取ってくださってという依頼もなきにしもあらずという感じですね。
- 事務局：そうですね。生産緑地を持たれてる方、所有者が何かの事情等により生産緑地を解除するタイミングもございまして、その都度検討していく、そういう考え方でございます。
- 会長：はい。ありがとうございます。ではまとめたいと思いますが、通番9は対象外で良いのではないかとというご意見です。対象外で良いのではないかとという方は挙手をお願いします。決は過半数で良いのですか。
- 事務局：本日は12名ですので7名で過半数となります。
- 会長：手を挙げられなかった方で、何かご意見があればお願いします。
- 委員：この買い取り申出はなかったということなのですが、何かしらその市役所の方から営業活動はされてるんですかね。何かというところの努力はされていて、駄目だったのは仕方がないと思いますが、ここに生産緑地担当と連携してとありますので、何かしら農家さんに申し込みしませんか、というような勧誘とか営業活動を実際されてもいなかったということであれば、通常の評価でも良いかなと思います。
- 会長：少し読んでみると、いろんな勉強会みたいなことをして、市民に対して周知はしてるみたいですね。
- 委員：生産緑地に対してのお話なのですが、よろしいでしょうか。相続などあった時に、買い取り申請というのが出せるのですよ。市などそういうところに一括で出して、最初は同じ農家さんに優先権があります。だから、農家さんが自分のところでその価格でほしいと言うと、それが第1になります。そのあと市や普通の住宅を建てるような会社などが競争というか、お金を積み上げて買って買うということになるので、もしかすると、他の農家さんが買った可能性もあるので、市役所の方には回ってこないということもある。
- 会長：本当に間違っていたら申し訳ないですが、私も知ってる限りでは申請があっから1か月で回答しなくちゃいけないということで、結構、期間が短いです。
- 委員：亡くなって申請などを出して、全部話が大体決まるのが3か月以内なんです。
- 委員：以前の話ですが、緑地を売却する場合、30日以内に市役所の方に買い取り申出を出して30日以内に市役所の方で回答がなければ、一般に販売していると言う形だったと思っていたのですが、それは違いますか。
- 委員：素人考えですけど、資金をたくさん保有している不動産会社等と共同して、市役所に売ってもらうというふうにはできないのか。
- 委員：農家は土地を手放すとほとんど儲けがありません。なぜならば生産緑地というのは、国から借りているような立場であって返すだけで逆に税金払うんです。

売って農家に利益が上がるということはありません。誤解のないようにお願いします。

委員：そういう訳で、市が何もしてなかったわけじゃないと、やりようがないってことですよ。

委員：というか、市の回答がなかったんですよ。

事務局：市の方の回答欄「6年度実績」で「生産緑地地区の公園用地として買い取り申出はありませんでした。」とありますが、正直、もしかしたら買い取り申出があった。ただ、公園用地としては当然計画がないと市の方も、その土地を買えません。買い取り申出の件数、経過など状況を確認いたします。

委員：この書き方がちょっとおかしいですよ。だから買い取り申出があった、なかったではなくて、最初の優先権というのは市役所とかにあるんですよ。だからそれは書いてないっていうのがおかしいんじゃないですか。それで取得していないというのであれば、市では買わないということで、第三者等に移っていくことになる。

事務局：ここの回答につきましては買い取り申出あった件数、経過などを確認させていただいて、次回、この場で回答させていただきます。よろしいでしょうか。

会長：結構これ複雑だと思うんですよ。市の中で、多分公園の誘致圏にないところとか、充足されてないところに優先的に生産緑地があれば買い取るとか、そういう大きな方針があって、ここは出たら買うとかそういうのがあればいいですが、それはどうですか。

事務局：緑の基本計画 2011 に基づいて対応します。また都市計画の網掛けしている生産緑地も当然ございます。公園が不足しているところや今事業が進んでいるところ等ありますので、それらのことや市の財政事情を踏まえて考えます。

委員：公園にならなかつただけで道路になっている可能性がいっぱいあるんですよ。こういう場合って。道路用地として買うってこともあるので、それでこちらに上がってきてない可能性もある。だからどうにもならないって。これは本当に書き方が悪いと。元の市役所の方の通りで新しく府中街道になるところとか、あれもほとんどがみんな生産緑地です。あれだけ畑がなくなっているんです。ああいう道路用地で使った分は、こちらにはおりてこないんですよ。

会長：となると、対象外っていう感じでもなさそうですね。

委員：はい。評価対象外でない方がいいと思います。

会長：ということは評価1ですか。もっとアクションを打つべきじゃないかと。

委員：それは金額の提示が市と合うかどうかで、売る方としては、実質的には30万円かもしれないけど、50万円まで出してみようかとそういう金額の相違があるかと思います。

会長：そうですね、その後、多分いろんな事情があると思いますけど相続だとか、待ったなしで、結構大変なんですよ。なかなか合意形成するには時間がかかる中で決断していかなくちゃいけないと。1件1件事情は違うと思いますけど。

では少し変わってきましたが、決をとりたいと思います。このまま評価1で良いのではないかという方、挙手をお願いします。

事務局：生産緑地としての回答について、買い取り申出あった件数などを次回この場でお示しして、これくらいありました、結果として公園としての購入するところはなかったなどの状況の中でこの件数であれば評価1なのか、対象外なのか、ということをご確認いただきたいと思います。

会長：わかりました。次回にさせていただきます。

次の通番10は、学務課の施策と緑と公園課の施策です。

委員：学校給食での地場産野菜の利用で、まず目標30%というのは、先行した小平市の例を使って30%程度になっているとこれまで説明いただいたと思います。それを活用するかはどうかわかりませんが、最近食料品の買い出しによくつき合わされるのですが、野菜とか果物の値段が結構上下しているのですね。こういう状況の中で、金額にしる数量にしる、その数値目標を決めて、評価するやり方が、今後とも通用するのかなという疑問です。野菜に限らないんですが、特に気候の変動もあるせいか、野菜果物のお値段が日々大きく動いてますから。こういうご時世で、数量にしる金額にしる、数値目標を決めて評価がどうだというやり方は、今後上手くいかなくなるのではないかと私は感じています。地場産野菜は元々農家の方になるべく収益を上げてもらうということで学校で使うことになったわけであり、一方、あまり学校側の希望に沿わないものであっても困るので、双方そこそこ満足だというふうな結果になるような評価ができないものかな、ウィンウィンの関係になれば良いという考えで今後運用できないかなと思っています。

委員：国分寺に関しては、小学校からじゃがいも、人参、玉ねぎとか要望があるんですよ。中学校はないんですよ。それでそのために、生産者としては作って、これを農協が一括で買い取ってくださるのです。それで値段の上下がないよう生産者は出している。儲けなんかありません。それでもやっています。食料自給率というのを上げなくちゃいけないと国が言ってるわけじゃないですか。生産緑地っていうのがすごい大切であるということなのです。

会長：ご意見ありがとうございます。では市の方から回答をお願いします。

事務局：担当課は学務課になります。回答です。委員ご意見のとおり、近年の気候変動による供給状況や国分寺市産農作物の少量多品種生産という特徴に鑑みると、所管課としても学校給食における地場産野菜の使用量を目標設定とすることは困難な状況にあると考えております。現在も地場産野菜の使用にあたっては、栄養士の市内農業者との情報交換を通じて、使用野菜や作付け時期調整、活用方法、食育への参加などを話し合っ、良好な関係を築いていると考えています。今後の適切な目標設定については検討して参りたいと思います。担当課からの回答は以上です。

会長：はい。いろいろ複雑な話が結構ありますが、ここで1回評価を決めなくちゃい

けないのですよね。今は評価2になってますが、ウィンウィンというのは今後の話としてですよ。

委員：もちろん今後の話です。

会長：現時点の評価をしなくちゃいけないので、皆さんの決を採りましょうか。何か他にご意見ありますか。

委員：目標値の半分ですけど、でもきちんと供給責任を果たして、実際にそういう地場産のものを子供たちに届けるということからすれば、数値目標はあるのですが、実際にそういう活動をされて、子供たちに対して影響を与えてるわけですから、評価することで良いだろうと思います。

会長：評価の基準を決めるのに、定性的ではなくてできるだけ定量的にということですが、実際には難しいところがありますね。では伺います。評価1の人、1人。評価2の人、2人。評価3の人、6人。

委員：国分寺の学校給食の方から予めこれを作ってくれ、これを入れてくれというのがないのです。そして生産できるようなタイミングでない時にこれがないか、あれないか、ということになり、結局、他のところで買うのです。市の教育の方にも問題があるわけです。学校給食用として、うちの玉ねぎは納入されるのですが、国分寺では使わないから三鷹とか武蔵野とかそういうところに持って行き使ってもらっているのです。だから、この15%しか使っていないとかは当たり前です。時期ずらしてその旬のものじゃないのです。全部が全部、屋根掛けてビニールハウスで作るというわけではないので難しい話なのです。

副会長：昨年度、公立の国分寺の小学校の事務員をしており、隣が管理栄養士さんということもあったので、お野菜を使う形とか、予算の取り方というのを見てきたのですが、やはりその年間の計画で、どの時期に何がある、何が必要ということは、学務課の方でしっかりと学校の関係者とかに伝えて、それを使ってもらわないとこの30%は絶対に成り立たないんです。私自身、農家さんの集荷もさせていただいたり、畑も見させていただいたりとかしていたので、そういうところの大元が違う、ずれている限り絶対これはなりえないものだと思うので、学務課の方にそこをしっかりと計画してもらうような方向転換してもらわないと難しいと思います。そうすることによって農家さんもきっと野菜どれだけ必要ですと学校に言われたら、3倍量を作っていますよね。何かがあった時のために。その分のやっぱり税金の投入とかそこもしないと、農家さんにとって、何もいい形にはならないと思います。

委員：本当にそうですよ。今年は日照がすごい続いているので、もうどこの農家さんも水量を使って水をガンガンあげなければ野菜なんかできないのですよ。その水道代だけでも本当に月何十万円です。それで野菜1個が何十円なので、話にならなくなると思うのです。

会長：いろいろご苦労されてることがよくわかりました。

今、評価3が一番多くて6人ですので、評価3にしたいと思いますが、ご異論

ありますか。ないようなので評価3とさせていただきます。

委員：今のような論議が、農家さんはもちろんだけれど、本当に市の方や学校の方に伝わっているのでしょうか。

事務局：今日いただいた意見につきましては、改めて担当部署へ伝えます。

委員：今日以外にもそういう話があったのですよね。そういう話が伝わってなければ、当然また来年も一緒です。いつまでも繰り返しても仕方がないので、是非こういう機会をつかまえて、お互いに納得いくような方法でやっていかないと作る方も疲弊します。買う方は買う方で安くしてほしいわけです。それで本当に旬のものは旬の時に仕入れられるように、多少ずれがあってもお互いに納得していかないといつまでもこの論議になります。

副会長：生産緑地を守るというところでも、その観点を伝えていただければと思っています。

会長：議論ありがとうございます。では評価3でいきたいと思います。

では、通番10の緑と公園課の施策「地場苗木」の件です。

委員：地場苗木の使用要請30案件のうち、3案件で使用されたのですから、評価は3で良いのかもしれないのですが、「令和6年度実績を踏まえた令和7年度目標に向けた考え方」に、「引き続き、地場苗木・樹木の使用を要請していきます。」と記載されています。ここはもう少しその生産者を支援するという形で、その公園の例えば30%を地場産の苗を使ってください。或いはそのイロハモミジを3本は入れてください。そういうふうな形にしていくと、当然生産者の収入も上がるし、関連してそれは税金としてまた市の方にも反映されてきます。そういう考え方はどうなのかなど、考え方として意見をあげました。

会長：ありがとうございます。では市の方から回答をお願いします。

事務局：現在の国分寺市まちづくり条例上は通常の開発事業において、地場苗木の使用について言及していないため、あくまで指導として「推奨」するに留まっています。従って、地場苗木の使用の強制に関わることや目標値の設定を行うことはできないと考えます。以上が回答です。

会長：ありがとうございます。これはイロハモミジと言っていますが、司シルエットのことですね。

事務局：はい、司シルエットです。

会長：これは地場苗木ということですが、これは30案件中3案件あって、樹木は何本使われているのでしょうか。

事務局：本数までの詳細は把握しておりませんが、開発事業でイロハモミジが使用されたということで3案件と記載しております。

会長：評価としては3ということによろしいですか。

事務局：開発要綱とか、そういったところに、どれだけ指導できるかを含めて、少し検討させていただきます。

委員：精査して、国分寺だけしか生産できないようにパテントを使っている。東京都

からの要請があって今年は300本提供させていただいている。国分寺市役所の植栽もやらせてもらい、全部国分寺産を使わせてもらって、いろいろお世話になっている。これからもっといろいろやらせてもらいたい。あとは僕たちの方も、国分寺じゃ何を作ってるかわからないっていう状況なので、地元の開発業者にPRさせてもらって、また、農協や市の方でもバックアップしてもらって、活動できるようにしたい。個別野菜では、かなりPRで使っていて、少しでも苗木の方にも分けてもらえればっていう話ができ上がってきてる。同じ苗木も地方から入れたりすると補助金いただいたりして3000本とか作っているんですけど、ほとんど東京都の現場で使われているので、せっかく国分寺で作っているものを是非、地元で使ってもらおうようPRをよろしくお願ひしたい。その時にも是非、開発業者の方から開発事業があった時には一声かけていただければ。ただモミジってこだわっていると東京都でもモミジで何百本と決まっているので、国分寺は出せることが少ないのですよね。要請が来ても物がなかったりする。モミジだけじゃなく、樹種はいっぱいありますので、国分寺産の植木としてPRをよろしくお願ひいたします。

会 長：ではPRも含めて、先ほどのお話とあわせ、対応の方、よろしくお願ひします。次は通番10の経済課の施策の1件です。これについて何かご意見ある方は挙手をお願ひします。特にないようですので、4ページに参ります。それでは、通番15。

委 員：通番15です。「姿見の池緑地周辺の水路」だけの記載に「西元町の湧水源」を加えていただき、市民団体の一員として活動してきて、成果が出たようで嬉しいです。これからもよろしくお願ひします。

会 長：お礼のコメントですね。何か事務局の方からございますか。

事 務 局：「西元町の湧水源」は元々事業としてあり、目標として掲げたこともありますので、これを機にさらにきれいな水源のための維持管理を一緒にできればと思っております。よろしくお願ひいたします。

会 長：ありがとうございます。こういうのはいいですね。では他にございますか。特になければ次は5ページになります。何かこのページでご質問等ありましたら、挙手をお願ひします。

副 会 長：通番21の緑と公園課の「西町4丁目周辺胎内掘りにおいて、市指定文化財を踏まえ周辺の保全・活用について整備方針を見直す検討を開始しました。」ということですが、評価と全く関係ないですが、どういった今年度の整備をどういふふうな形で見直しをされていくのか、もしお聞きできればと思います。

事 務 局：西町4丁目胎内掘り緑地は、市が寄附を受けて閉鎖管理している緑地ですが、一定その敷地も整備して開放できるよう、今後、道路への接続等の整備を含めて、敷地に接する大きな地権者・所有者様と協議して、周辺の用地を確保できるという目途がたてられたらと考えます。当該北周辺の条件整理・検討を開始するというところで記載しております。

副会長：それはこういった形の用途を検討されているのでしょうか。

事務局：用途としては、今議論しているところですが、緑地を基本と考えています。緑地を皆様に開放できて、憩いの場としても利用できる、かつ、市としても管理できるような緑地です。あと皆さんが活用できる緑地とするために、周囲の道路に接続する土地が確保できないかという観点で検討を開始します。

副会長：ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。他にございますか。ないようですので6ページに参ります。本日は通番26までやりたいと思います。では、通番24について。

委員：通番15と同様に、通番24に「西元町の湧水源」を入れてくださいと書いたのですが、これを入れることはできないのですね。

事務局：実施計画（令和7年度～令和12年度）に加えることはできませんが、次回、緑の基本計画改定の際に検討して参ります。これまでも「西元町の湧水源」について、市民と協働で維持管理を行って参りましたので、継続して行っています。回答は以上です。

委員：わかりました。別の話ですが、通番23に市内に生息する生き物の実態や動植物の調査とあります。実は我が家の庭にアライグマが出て、ヘイケホタルの幼虫を今飼っていますが、100匹ぐらいすごい荒らされて殺されちゃって、ヒメタニシもたくさん食べられたりしています。ご近所の方も、アライグマに荒らされてみたいです。アライグマはそんな簡単にアメリカザリガニみたいに捕獲するとかできないので、何か良い方法ないですか。すごく困っているのです。

会長：今、アライグマの対策って市はどうなってるのですか。

事務局：それは、担当部署に確認しないと明確な回答はできないですが、これを捕獲するなど活動しているという話は聞いていません。

委員：東元町の清水川の上流の方はすごく多いのです。

委員：農業委員会というのがありまして、そちらの方に問い合わせただけると、場合によっては捕獲などすることになっていますので、是非そちらに。農業委員会は経済課。農業委員会の名前で、「出たら連絡ください」というチラシも回ってるはずです。

委員：それについてですが、実際その捕獲した後が一番問題で、捕獲はしてくださるのですが、市の方で引き取ってくれるかというのと引き取ってくれないのです。今までですと、自分の敷地内に穴掘って埋めてくれと。

委員：おそらくそれは農協の方で畑の場合です。自分の家の敷地の中では持っていきなり何なりします。それは、農家か農家じゃないかであり、畑の中であれば、農協に頼んでくれという話になるのです。ですから畑でも自分ちとだと言えば自分ちですけど、畑は畑なので捕まえたものを処分するのであれば、やはり自分ちなのです。それは農業委員で頼んでも同じことで、畑の中で捕獲はできないので、自宅の敷地内であれば捕獲をしますというふうに市役所の方では答えると思います。

委員：でも畑であっても、その捕獲したものを処分するのが一番たいへんで、小さいものでなく、それなりの大きさの穴を掘らないといけないし、それだけのスペースもそんなにありませんから、そういう処分は、市の方で一括してやってくれる方が良いでしょう。

委員：わなを仕掛けるにも免許が必要なんです。それ本当のご自宅の中で捕獲というような場合は市の職員が持っていきます。

委員：ただ猫もいるから、罠に猫が入ったらどうしようと思ってしまいます。

事務局：この件につきましては別途担当課を紹介します。

会長：そうですね。お願いします。他にありますか。

委員：今の通番 23 ですが、アメリカザリガニ捕獲大作戦の結果、捕獲したアメリカザリガニの処理はどうされていますか。基本はその場に返すのか。

事務局：特定外来生物なので獲ったザリガニをその場へ戻すことはできません。持って行って飼っていただいています。

会長：教えてほしいのですが、大作戦はかいぼりをするのですか。それともエサ釣りなのですか。

事務局：エサ釣りです。水を抜くということはしていません。

委員：通番 23 に生物多様性地域戦略策定とありますが、策定されたものは、公表されたりするのでしょうか。また、市内で目撃した生きものに関する情報収集とありますが、そういう情報を共有してくれるとありがたいなと思いました。

事務局：一昨年くらいに確か調査をかけて、その結果は出ています。調査の発表を見ましたので、その報告書はホームページに出ていると思います。

委員：最近だとキツネとかタヌキはもちろん本当にハクビシンの害が酷くて、うちも夏場とうもろこしがなると全部綺麗に無くなるんです。だから、この何年間はどうもろこしを出荷ができないような状態です。それで、東京都から補助をいただいて、今年、電線がついている網を囲うようにつけてもらったのですが、それでもハクビシン頭が良いので、下から潜ったり上から飛んできたりで、綺麗に食べちゃうのです。キツネも玉川上水沿いなんかはもうねぐらがいっぱいあるのでかなりの数が出ています。本当に北町などでは畑に穴が開いているのです。そこをねぐらにして住んでいるのです。

委員：玉川上水沿いあたりにいるキツネはキタキツネらしくて、随分昔にムツゴロウ王国というのをサマーランドのところでやって、その時に逃がしちゃったようです。それが住み着いてどんどんどんどん増殖して、東京だと二子玉川にもいるらしいんです。だからキツネも多いんです。

委員：私どもが一番困ってるのは、ハクビシンですよ。とにかく空き家にもものすごい住んでるらしいんですよ。空き家を解体業者が壊すとそこから逃げ出したハクビシンがあちこちで出てくる。ネズミも出てくる。あれが一体どこへ行くのかと思うと本当に恐ろしい。

委員：今自分のところの畑の隣接に建売があるのでですけど、そこに結構な数のハクビ

シンが住み着いている。建売だって新しいのですよ。だからそこから出てきて、うちの畑のトウモロコシを食べちゃうのです。

委員：どうもありがとうございます。

事務局：委員からお話のありました件です。第三次の国分寺市環境基本計画、その中に国分寺生物多様性地域戦略として位置付けられおり、ホームページに冊子としてデータがあるので、もしご興味があるようでしたらご確認いただければと思います。

委員：立派なものであったら評価は4でもいいかなと思いました。

会長：ありがとうございます。他にございますでしょうか。全体通しでも結構です。無いようですので、本日の審議は終了したいと思います。事務局から事務連絡をお願いいたします。

事務局：次回開催は、1月21日（水）14時からになります。場所は、本日と同じ201会議室を予定しています。正式な通知は改めて送付しますのでよろしくお願い致します。また、本日配布しました資料は、次回も使用しますので、お持ち帰りのほど、よろしくお願い致します。また後半部分のご質問等ございましたら、事務局までメールをお送りいただければと思います。また別途、御案内をさせていただきます。よろしくお願い致します。

会長：はい。では以上をもちまして本日の緑化推進協議会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。